

浦安市まちづくり基本条例  
条文の考え方

令和5年（2023年）4月改訂版  
浦安市

# 目次

第1章	総則	1
第2章	まちづくりの基本原則	6
第3章	市民の権利及び役割	8
第4章	市長の責務	10
第5章	議会の責務	11
第6章	情報の共有	12
第7章	参加と連携協力	15
第8章	健全な市政	17
第9章	広域連携	20
第10章	条例の見直し	21

## ● 浦安市まちづくり基本条例の「です、ます調」の文体について

浦安市では、条例等の公用文の文体は、「である調」を用いることを原則としていますが、浦安市まちづくり基本条例は、「まちづくりの基本」を定めるものであり、広く市民にご理解いただき、その趣旨を浸透させていただくために、市民に親しみやすい「です、ます調」による文体を初めて用いています。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とします。

### 【説明】

第1条では、この条例の目的について定めています。

この条例は、まちづくりの基本的な考え方やまちづくりの進め方を示す「まちづくりの基本原則」を明らかにし、市民と市、議会の役割や責務、情報共有、参加と連携協力及び健全な市政などの「まちづくりを推進するための基本的な事項」を定めることを目的として、本市を取り巻く時代や社会情勢が変化しても左右されることのない、まちづくりのルールを明らかにするものです。

そのため、具体的な市民参加手法や個別分野における具体的な制度などについては、この条例に定める事項と整合性を図りながら、個別の条例等において定めるものと考えています。

また、この条例は、すでに法令で定められている事項や、市民、市及び議会の三者でこれまで進めてきたまちづくりの考え方などを「浦安市のまちづくり」という観点から明文化したものです。

(条例の位置付け)

**第2条** 市民、市及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

2 市及び議会は、浦安市の目指すべきまちの姿を示す基本構想及びそれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）その他の計画の策定及び変更並びに他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

**【説明】**

第2条では、この条例の位置付けについて定めています。

**(第1項)**

まちづくり基本条例は、第1条で定めるとおり、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであることから「まちづくりの基本」となる条例です。

このような位置付けを踏まえ、市民、市及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重することとします。

**(第2項)**

この条例は、浦安市が定める条例の1つであり、他の条例との間に上下関係はありませんが、「まちづくりの基本」となるものであるため、既存の条例や新たに制定される条例などを有機的に結び付ける解釈指針となるものです。

そのため、市及び議会は、総合計画その他の計画の策定や変更、他の条例、規則等の制定や改正、廃止に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。

この条例に基づき、様々な計画や条例などを整理していくことにより、まちづくりの仕組みの体系化を図ります。

## ● 総合計画の構成

総合計画は、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくための指針となるもので、基本構想及び基本計画の2層で構成しています。

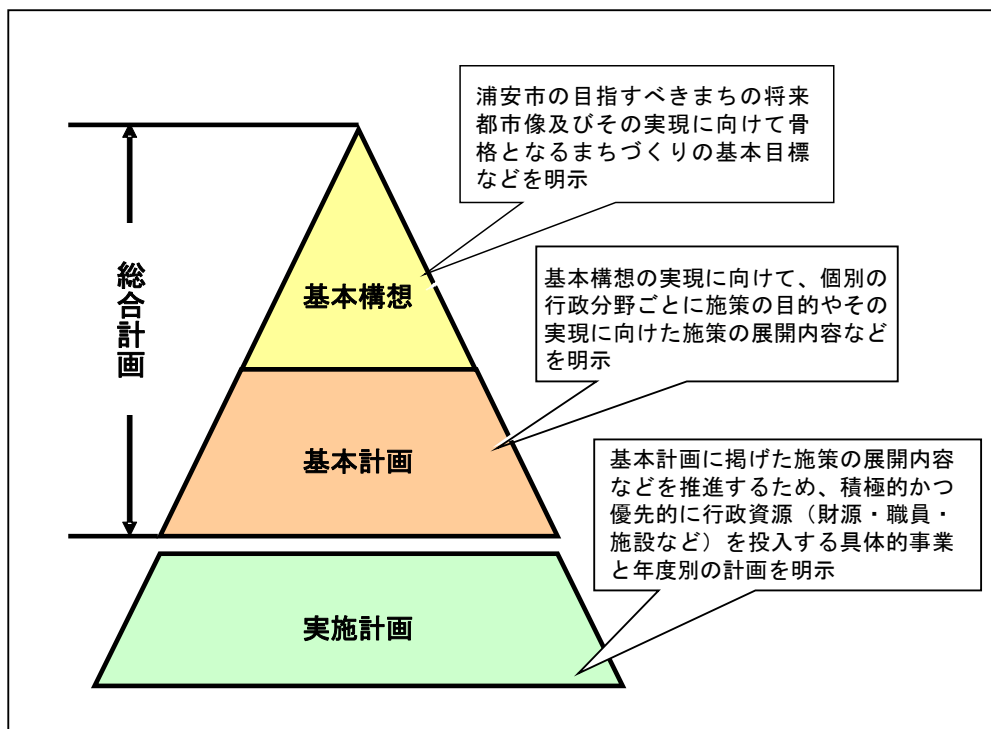
### 〈基本構想〉

浦安市の目指すべきまちの将来都市像及びその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本目標などを示しています。

### 〈基本計画〉

基本構想の実現に向けて、個別の行政分野ごとに施策の目的やその実現に向けた施策の展開内容などを示しています。

◇総合計画の構成



出典：浦安市総合計画

なお、実施計画は、基本計画に掲げた施策の展開内容などを推進するため、積極的かつ優先的に行政資源（財源・職員・施設など）を投入する具体的事業と年度別の計画を示しており、毎年度の予算編成の指針となるものです。

(用語の定義)

**第3条** この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市政 行政運営及び議会活動をいいます。
- (4) まちづくり 浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。

**【説明】**

第3条では、この条例を正しく解釈し、運用していくために、認識を共通にしておく必要がある用語の定義について定めています。

(第1号)

地方自治法では、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の住民とすると規定されており、この住民には外国人や法人も含まれます。

まちづくりは、本市に関わる様々な人たちが協力し合って取り組むことが重要であると考え、この条例では、地方自治法で定める「住民」のほか、市内に通勤する人や通学する人、市内でボランティアなどの活動を行う個人、自治会や市民活動団体など市内で活動を行う団体を含めて「市民」とします。

なお、市民の範囲は、具体的な権利や責務の内容、市民参加の方法等によって、変わるものと考えており、その範囲を限定する必要がある場合は、その内容に応じ、それぞれの条例等で定めるものとします。

**【関係規程】**

● 地方自治法

**第10条** 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 省 略

(第2号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会は、地方自治法上では執行機関とされていますが、この条例では、分かりやすいようにこれらの機関を総称して「市」とします。

**【関係規程】**

● 地方自治法

**第138条の4** 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2・3 省 略

**第180条の5** 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 省 略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 省 略

(2) 固定資産評価審査委員会

4～8 省 略

**(第3号)**

市が担う行政運営と議会が担う議会活動を総称して「市政」とします。

**(第4号)**

道路や公園、市街地などハード面の整備だけでなく、防災、福祉、環境、教育などソフト面も含めて、浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組を「まちづくり」とします。

そのため、「まち」を「町」や「街」、「づくり」を「作る」、「造る」や「創る」と様々な意味で捉えられるよう「まちづくり」と平仮名で表記しています。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本的な考え方)

**第4条** まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とします。

2 市民は、まちづくりを進めるに当たり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践します。

3 市及び議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民との協議及び同意を経ることを原則として、市民の信頼に基づいて、その取組を補完し、支援します。

### 【説明】

第4条では、まちづくりの基本的な考え方として、「補完性原理」に基づいてまちづくりを進めていくことを定めています。

「補完性原理」とは、より小さな単位の自主性・自立性を尊重するとともに、当該単位・主体においては対応が不可能なことがらについては、その同意をもって、より大きな単位が補完するという考え方です。

### (第1項)

市民は、まちづくりを担う主体であり、様々なまちづくりへの思いを持っている当事者であることから、まちづくりに当たっては、市民目線で何をすべきなのか、市民の意思を基に考えていくことが重要です。

そのため、まちづくりの基本的な考え方として、市民の意思に基づいてまちづくりを進めることを基本とします。

### (第2項)

市民の意思に基づいてまちづくりを進めていくため、市民は、自分でできることは自分で、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など自分たちでできることは自分たちで考えて実践します。

### (第3項)

市及び議会は、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など様々な市民が行うまちづくりを尊重した上で、市民で解決できないことについては、十分に協議をし、同意を経ることを原則として、その取組を補完し、支援します。

なお、第8条において、市長の責務として浦安市の代表者として、その地位が「市民からの負託」によるものであることを認識しなければならないことを定めています。二元代表制の下、「市民からの負託」を受けているのは市長と議会であり、市長以外の執行機関は直接選挙で選ばれた市民の代表ではないことから、ここでは「市民の信頼」という言葉を使用しています。



(まちづくりの基本原則)

**第5条** まちづくりの基本原則は、次に定めるとおりです。

- (1) 情報共有の原則 市民、市及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。
- (2) 参加と連携協力の原則 市民、市及び議会は、市民の参加により、連携協力してまちづくりを進めます。
- (3) 健全な市政の原則 市及び議会は、二元代表制の下、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行います。

**【説明】**

第5条では、前条に定める「まちづくりの基本的な考え方」を踏まえて、まちづくりの進め方を示す3つの「基本原則」について定めています。

**(第1号)**

まちづくりの主体である市民が自ら考えて実践し、参加と連携協力を進めていく上では、情報の共有が前提となります。

そのため、市民、市及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用することを原則とします。

ここでいう「まちづくりに関する情報」とは、市及び議会が持つ市政に関する情報だけでなく、市民が持つ地域の情報も含めて捉えています。

「情報共有」の詳細については、第6章「情報の共有」で定めています。

**(第2号)**

市民、市及び議会は、それぞれがまちづくりの当事者であり、パートナーです。

そのため、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者などの多様な主体がまちづくりに参加し、市や議会とともに連携協力してまちづくりを進めることを原則とします。

「参加と連携協力」の詳細については、第7章「参加と連携協力」で定めています。

**(第3号)**

「情報共有の原則」及び「参加と連携協力の原則」に基づいたまちづくりを将来にわたって支えていくためには、健全な市政を行うことが必要です。

そのため、地方公共団体の長（市長）と議会の議員とともに直接選挙で選ぶ二元代表制の下、市長とその他の執行機関、議会が、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行うことを原則とします。

「健全な市政」の詳細については、第8章「健全な市政」で定めています。

### 第3章 市民の権利及び役割

(市民の権利)

**第6条** 市民は、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに関する情報を知る権利
- (2) 参加する権利

#### 【説明】

第6条では、まちづくりに関して、市民が持つ権利について定めています。

#### (第1号)

市民がまちづくりへ参加したり、連携協力をするためには、まちづくりに関する情報が十分に提供されなければなりません。

そのため、まちづくりに関する情報を知る権利があることを定めています。

なお、ここでいう「まちづくりに関する情報」とは、市及び議会が持つ市政に関する情報だけでなく、市民が持つ地域の情報も含めて捉えています。

また、まちづくりとは、公共の福祉を増進させるあらゆる取組であることから、権利の行使に当たっては、自己の利益のみに専念してはなりません。

#### (第2号)

市民は、まちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、行政運営や議会活動、地域社会などに様々な形で参加する権利があることを定めています。

なお、参加は、市民の自由な意思に基づく権利であり、強制されるものではなく、参加しないことを理由に不利益を受けることはありません。

また、権利の行使に当たっては、自己の利益のみに専念してはなりません。

(市民の役割)

**第7条** 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、参加するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いの立場及び考えを尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

**【説明】**

第7条では、まちづくりにおける市民の役割について定めています。

**(第1項)**

第4条第1項で定めるとおり、この条例では、まちづくりの基本的な考え方として、まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本としています。

そのため、市民は、まちづくりの主体であることを認識し、様々な形でまちづくりに参加するよう努めることを定めています。

なお、まちづくりへの参加は、市民の自由な意思に基づく権利であり、強制されるものではないため、参加を義務付けることなく、努力規定に留めています。

**(第2項)**

まちづくりには、様々な人が関わっていることから、まちづくりへの参加に当たっては、互いの立場や考えを尊重することを定めています。

また、まちづくりに参加しているということの公共性を自覚し、責任ある発言や行動をすることが必要です。

## 第4章 市長の責務

**第8条** 市長は、浦安市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を指揮監督し、その育成に努めなければなりません。

### 【説明】

第8条では、市長の責務について定めています。

市長は、直接選挙によって選ばれた浦安市の代表者という重要な地位にあることから、市民からの負託に応えるため、地方自治法で市長に与えられている権限を適正に行使し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。

また、行政運営の具体的な事務を担っているのは市の職員であることから、市長は、職員を指揮監督するとともに、その育成にも努めなければならないことを定めています。

なお、市や職員の責務については、浦安市行政基本条例において規定しています。

### 【関係規程】

#### ● 地方自治法

**第147条** 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

**第148条** 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

**第154条** 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

#### ● 浦安市行政基本条例

(市の責務)

**第17条** 市は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければならない。

2 市は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他の必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

**第18条** 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

## 第5章 議会の責務

**第9条** 議会は、直接選挙によって選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければなりません。

### 【説明】

第9条では、議会の責務について定めています。

普通地方公共団体の議会は、条例の制定、改正及び廃止、予算を定め、決算を認定することなど当該地方公共団体の基本的かつ重要な事項を議決することが地方自治法で定められており、地方公共団体の重要な意思の決定を行うことから「意思決定機関」としての役割があります。

また、議会は、直接選挙で選ばれた代表者である議員の合議体であることから、意思決定に当たっては、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならないことを議会の責務として定めています。

なお、議会や議員の役割については、浦安市議会基本条例において規定しています。

### 【関係規程】

#### ● 地方自治法

**第96条** 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4)～(15) 省 略

2 省 略

#### ● 浦安市議会基本条例

(議会の役割及び活動原則)

**第3条** 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地方自治法第96条の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査に基づき、市政に関する意思決定を行うこと。
- (2) 市長等において、公正で民主的な行政運営が行われているかについて調査し、及び監視すること。
- (3) 政策提言・提案・立案等を積極的に行うこと。

2 省 略

(議員の役割及び活動原則)

**第4条** 議員は、選挙で選ばれたことを自覚し、市民の代表者として、常に市政の課題を把握し、市民福祉の向上を目指し、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市政の課題や議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について調査し、及び監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させること。

2 省 略

## 第6章 情報の共有

(情報共有)

**第10条** 市及び議会は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めます。

2 市民は、まちづくりに関する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集及び相互の共有に努めます。

### 【説明】

第10条では、第5条に定める「情報共有の原則」を受け、まちづくりに関する情報の共有について定めています。

#### (第1項)

市及び議会は、まちづくりに関する情報について、適切な時期に、適切な方法で、市民が理解しやすいよう内容を分かりやすく提供することにより、市民との情報共有に努めることを定めています。

なお、ここでいう情報の提供とは、市及び議会が情報を広く明らかにすることをいい、市民からの請求に基づいて情報を提供する第11条の「情報公開」とは異なります。

#### (第2項)

情報の共有に当たっては、市及び議会から市民への一方向の情報提供だけでなく、市民もまちづくりに関する関心を高め、まちづくりに関する情報を収集するよう努めることが望まれます。

また、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者などの市民同士においても、まちづくりに関する情報の共有に努めることを定めています。

(情報公開)

**第11条** 市及び議会は、市民のまちづくりに関する情報を知る権利を保障するとともに、市民のまちづくりへの参加を促進するため、公文書の管理及び開示を適正に行います。

**【説明】**

第11条では、第5条に定める「情報共有の原則」を受け、市及び議会が保有する情報の公開について定めています。

市及び議会が保有する情報の公開は、市民のまちづくりに関する情報を知る権利を保障するものであり、市民がまちづくりへの参加を進める上での前提となります。

そのため、市及び議会は、公文書の管理を適正に行い、個人情報など不開示とされる情報を除き、適正に開示を行うことを定めています。

なお、浦安市情報公開条例は、この条文を制度化したものとして位置付けます。

● **浦安市情報公開条例**

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治の本旨に基づく住民自治の原則にのっとり、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加をより一層推進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(個人情報保護)

**第12条** 市及び議会は、個人情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行います。

**【説明】**

第12条では、第5条に定める「情報共有の原則」を受け、市及び議会が保有する個人情報の保護について定めています。

参加と連携協力によるまちづくりを進める上で、情報の共有が重要となる一方、市及び議会が保有する情報の中に含まれる個人情報の保護を図らなければなりません。

そのため、市及び議会は、個人情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行うことを定めています。



## 第7章 参加と連携協力

(参加)

**第13条** 市及び議会は、まちづくりに関して、市民の参加する権利を保障するとともに、参加を促進し、支援します。

### 【説明】

第13条では、第5条に定める「参加と連携協力の原則」を受け、参加について定めています。

参加によるまちづくりを進めていく上では、参加の機会が確保されなければならないことから、市及び議会は、まちづくりに関して、市民の参加する権利を保障することを定めています。

あわせて、市及び議会は、より多くの主体がまちづくりに参加できるよう促進し、まちづくりを行っている様々な主体への支援に取り組みます。

また、参加の主体となるのは、市民が基本であると考えていますが、市民以外の方々のまちづくりへの参加を排除するものではありません。

なお、浦安市市民参加推進条例は、行政運営や公益的な活動等への参加について、この条文を制度化したものとして位置付けます。

### ● 浦安市市民参加推進条例

(目的)

**第1条** この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(連携協力)

**第14条** 市民は、互いの自発性及び自主性を尊重しつつ、必要に応じて相互に補完しながら、連携協力してまちづくりを進めるよう努めます。

2 市民、市及び議会は、適切な役割分担の下、果たすべき役割と責務を自覚し、それぞれの特性をいかしながら、連携協力してまちづくりを進めます。

**【説明】**

第14条では、第5条に定める「参加と連携協力の原則」を受け、市民、市及び議会の連携協力について定めています。

**(第1項)**

市民相互の連携協力について定めています。

第4条第2項で定めるとおり、この条例では、まちづくりの基本的な考え方として、市民は、まちづくりを進めるに当たり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践することとしています。

この考え方を踏まえて、個人、近隣、地域コミュニティ、事業者など様々な市民が個々にまちづくりを進めるだけでなく、相互に補完しながら連携協力してまちづくりを進めるよう努めることを定めています。

なお、市民相互の連携協力は、強制されるものではないことから、互いの自発性や自主性を尊重することとしています。

また、市民相互の連携協力は望ましいことですが、必ずしもあらゆることに対して行うものではなく、個々の主体でできないことに対して行うべきであると考えて、まちづくりの必要に応じて相互に補完することとしています。

**(第2項)**

市民、市及び議会の連携協力について定めています。

地域社会が抱える課題が多様化、複雑化する中、まちづくりは、市及び議会だけで、あるいは、市民だけで行うものでもありません。

そのため、市民、市及び議会が、それぞれの役割や責務に基づく適切な役割分担の下、それぞれの特性をいかしながら、連携協力してまちづくりを進めることを定めています。

なお、浦安市市民参加推進条例は、市と市民との連携協力について、この条文を制度化したものとして位置付けます。

● **浦安市市民参加推進条例**

(目的)

**第1条** この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

## 第8章 健全な市政

**第15条** 市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。

2 議会は、行政運営の透明性の向上及び市民の意思の反映のため、議会の権限を最大限に行使して議会活動を行います。

### 【説明】

第15条では、第5条に定める「健全な市政の原則」を受け、健全な市政を行う上での行政運営及び議会活動について定めています。

### （第1項）

平成23年5月の地方自治法の一部改正により、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定する義務がなくなりましたが、将来にわたってまちづくりを支えるためには、10年、20年先さらにはその先の未来を見据えて、行政運営を行うことが重要です。

そのため、この条例において、市長は、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行うことを定めています。

総合計画の策定に当たっては、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を背景に変化する市民ニーズに対応し、積極的かつ優先的に行政資源を投入する施策・事業を的確に選択するため、広く市民の参加を求めることを定めています。

また、浦安市議会の議決すべき事件を定める条例において、総合計画の策定、変更又は廃止が議会の議決すべき事件として定められています。

なお、浦安市行政基本条例は、この条文を制度化したものとして位置付けます。

### ● 浦安市議会の議決すべき事件を定める条例

（議決すべき事件）

**第2条** 議会の議決すべき事件は、次に掲げるものの策定、変更又は廃止とする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想
- (2) 前号の基本構想を実現するための市政全般に係る施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画

### ● 浦安市行政基本条例

（目的）

**第1条** この条例は、浦安市における行政運営の基本原則を明らかにするとともに、行政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民の信頼に応え、浦安市まちづくり基本条例（令和4年条例第3号）に基づく、総合的かつ計画的な行政運営を確立することを目的とする。

## (第2項)

地方自治制度は、地方公共団体の長と議会の議員がそれぞれ直接選挙で選出される二元代表制をとっており、市長と議会は独立・対等の関係で、相互に抑制と均衡を図りながら市政を行うことが求められています。

二元代表制の下、市民の信頼に応え、健全な市政を行うためには、前項に定めるとおり、市が総合的かつ計画的に行政運営を行うとともに、議会として、行政運営の意思決定について、その内容や過程などを明らかにして、透明性を確保していくことが重要です。

また、第9条で議会の責務として「市民の意思を市政に反映させるよう努めなければなりません。」と規定されていることも踏まえて、浦安市の基本的かつ重要な事項の議決を行うほか、検査、監査請求、調査を行うことにより市を監視するなど議会の権限を最大限に行使して議会活動を行うことを定めています。

なお、浦安市議会基本条例は、この条文を制度化したものとして位置付けます。

### 【関係規程】

#### ● 地方自治法

**第96条** 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4)～(15) 省 略

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

**第98条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがある事その他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがある事その他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

**第100条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で

定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2～20 省 略

## ● 浦安市議会基本条例

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、議会が担うべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の代表としての議会及び議員の活動のより一層の充実及び活性化を図り、議会が市民からの負託と信頼に応え、公正で民主的な市政を発展させ、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 第9章 広域連携

**第16条** 市及び議会は、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と対等な立場で適切な役割分担の下、連携協力するとともに、相互に共通する課題又は広域的な課題を解決するため、他の市区町村と連携協力します。

### 【説明】

第16条では、千葉県及び国並びに他の市区町村との連携協力について定めています。

地方分権改革により、市町村は、千葉県や国と対等・協力の関係となり、自らの判断と責任において、より地域の実情に応じたまちづくりを行うことが求められています。

そのため、市民により身近な市や議会がまちづくりに取り組むことを基本にしつつ、「補完性原理」に基づき、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と役割分担をしながら連携協力することを定めています。

また、浦安市単独では解決が困難な課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、相互に共通する課題又は広域的な課題については、他の市区町村と連携協力して解決に当たることを定めています。

なお、ここでいう「他の市区町村」とは、千葉県内の市町村だけでなく、生活や経済活動に伴う往来が活発である東京都区部や遠隔の市町村も含めて捉えています。

### 【関係規程】

#### ● 地方自治法

**第1条の2** 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

#### 第2条 省略

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

#### 3・4 省略

5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

#### 7～17 省略

## 第10章 条例の見直し

**第17条** 市長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講じます。

### 【説明】

第17条では、この条例の見直しについて定めています。

この条例は、「まちづくりの基本」となるものであり、普遍的なものであることから、安易に見直しや変更をするべきものではないと考えています。

しかし、本市を取り巻く社会経済情勢、国や千葉県の制度改正、まちづくりに対する市民のニーズなど様々な変化に適切に対応する必要がある場合には、それらに適合した内容になっているかを検討し、その結果に基づいて、市長は、この条例を見直すための措置を講じることを定めています。

なお、条例の見直しが必要な場合には、まちづくりの基本原則である「情報共有の原則」、「参加と連携協力の原則」及び「健全な市政の原則」に基づいて見直しを行うこととなります。





---

---

## 浦安市まちづくり基本条例 条文の考え方

---

---

令和5年（2023年）4月改訂版

■ 発行・編集  
浦安市 企画部 企画政策課  
〒279-8501  
千葉県浦安市猫実 1-1-1  
電話 047-351-1111

■ 浦安市ホームページ URL  
<http://www.city.urayasu.lg.jp>

---

---